農業競争力強化基盤整備事業(公共)

【57.999(50.020)百万円】

対策のポイント

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の整備等を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入等を推進します。また、農業水利施設の長寿命化や水路のパイプライン化等の整備など水利用の効率化・水管理の省力化を図ります。

く背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、**担い手への農地集積・集約化や農業の高** 付加価値化等を推進することが重要です。
- ・また、**老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷**となり、**担い手への農地集積に支**障が生じています。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入などの政策課題に応じた整備を行うとともに、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化することが必要です。

政策目標

- 〇担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割 となるよう農地集積を推進
- 〇基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める 高収益作物の割合

(約2割(平成27年度)→ 約3割以上(平成32年度))

く主な内容>

- 1. 農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進(拡充) 担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区 等を対象として、農地・農業水利施設の整備を実施します。
- 3. 水利施設の保全整備・合理化整備等の推進

老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施します。

また、農地の集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の農業水利施設を活用しつつ、徹底した水管理の省力化を図る水利システムを整備します。

4. 畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援 (新規)

高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備に併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を実施します。(詳細は別紙参照。)

5. 低コストな農地整備の実証(新規)

情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、その効果を実証するとともに、実施に当たっての課題等を分析・整理し、普及・推進方法等の検討を行い、 低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地の大区画化・汎用化及び水利施設整備等の推進(拡充) 「農業競争力強化基盤整備事業(公共)]

【57,999(50,020)百万円の内数】

- 対策のポイント -

農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を行うとともに、担い 手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<主な内容> (下線部は拡充内容)

担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区 等を対象として、以下の農地・農業水利施設の整備を実施します。

1. 農地整備

【主な工種】

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設整備等

【主な採択要件】

- ・受益面積:20ha以上(中山間地域は10ha以上(中山間地域型,中山間傾斜農地型,畑 地帯担い手育成型))
- ・担い手への農地集積率50%以上(中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上とし、高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上)等

【主な附帯事業】

- ・農業経営高度化促進事業(促進費) 都道府県営農地整備事業及び国営農地再編整備事業の実施地区において、事業 完了後の中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大12.5%を交付
- ・<u>中山間担い手育成支援事業</u> 中山間傾斜農地型の実施地区において、中心経営体に対し、高収益作物の作付 面積の増加割合に応じて事業費(中心経営体の受益農地分)の最大7.5%を交付

2. 草地畜産基盤整備

【主な工種】

・草地の区画整理、暗渠排水等

【主な採択要件】

・受益面積:200ha以上(中山間地域は100ha以上) 等

3. 水利施設整備

【主な工種】

• 農業用用排水施設整備等

【主な採択要件】

·受益面積:200ha以上 等

補助率:1/2等事業実施主体:都道府県等

くお問い合わせ先

1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

2の事業 生 産 局 飼 料 課 (03-6744-2399)

3の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

計 **쐗** と 基 船 型 業競爭 眦

我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進 することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。

大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①調査計画

郴 種:計画策定 (農地整備計画の助成期間:2年)

₩:1/2 型

舞

②整備事業

種:農地整備事業

草地畜産基盤整備事業

水利施設整備事業

附帯事業:中心経営体農地集積促進事業

中山間担い手育成支援事業 (限度額:事業費の12.5%)

(中山間傾斜農地型)

率:1/2等 即 椞

2. 実施要件

農地整備事業(中山間傾斜農地型

〇中山間地域のうち、一定の傾斜がある水田地帯において、 農地集積を進めることによるコストダウンに加え、高収益 作物の導入を進めるための基盤整備を実施

[採択期間:平成33年度まで]



助成割合

中心経営体	都道府県	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業
集積率	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	十4.0% (計12.5%)	%7.7	+1.0%(計3.2%)
75~85%	7.5%	十3.0% (計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65~75%	6.5%	十2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(青+2.2%)
22~65%	5.5%	十1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)
※ 中、終地を	メー催きオス	1%00分類別希曲:	コトた年約1	※ 中、

※中心経宮体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

3. 果筋土体

大区画化のイメージ

批 •都道府県

> 桃 ②草地畜産基盤整備:受益面積200ha以上(中山間地域は100ha以上) ③水利施設整備:受益面積200ha以上 等 面積割合が一定以上増加)

担い手への農地集積率50%以上(中山間傾斜農地型は、担い手への農地集積率30%以上、かつ、高収益作物の

①農地整備:受益面積20ha以上(中山間地域においては10ha以上(中山間地域型、中山間傾斜農地型、畑地帯担い手育成型))

(創設) (中山間傾斜農地型) 農業競争力強化基盤整備事業のうち農地整備事業

事業の概要

- 一定の傾斜がある水田地帯において、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の事業要件を50%以上から30% 以上に変更。 0
- 高収益作物の導入に当たって土づくりや設備投資等の負担が生じることを考慮し、地域の農業を牽引する中心経 営体を育成するための中山間担い手育成支援事業を追加。 0

1. 事業実施要件等

- 〇中山間地域で主傾斜1/100以上の農用地が50%以上
 - 〇農地集積率30%以上等
- 〇高収益作物の面積割合が事業の受益面積に対し3%以上増加、かつ、担い手の受益面積に対し5%以上増加する担い手1戸以上
- 〇受益面積:10ha以上 〇補助率:55%等 〇事業主体:都道府県
 - 〇採択期間:平成29年度~平成33年度まで

2. 主な事業内容

- 〇農業生産基盤整備
- ·区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用用排水施設 ·除礫、農用地造成、農地保全(追加)

排

〇農業経営高度化促進事業 ----

下記参照

農業経営高度化促進事業の交付

【現行事業(中山間地域型等)】

〇地区の全受益地: ①により支援

①中心経営体農地集積促進事業

助成割合

農地集積率に応じ で事業費の最大 12.5%を交付(現行 事業と同じ)

_						i
	丰	12.5%	10.5%	8.5%	6.5%	ドライン
	集約化加算	% + +	%E+	+5%	%1+	※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドライン
	基本	8.5%	7.5%	6.5%	5.5%	における地
上で許田子	集積率	~%58	%S8~S2	%SZ~S9	%S9~SS	※ 中山間地域
,	. —					

に依れば7.5%

【中山間傾斜農地型】

○中心経営体の受益地: ①又は②の大きい方により支援 の・当に、のま学出。②ニ・ニキ語

〇上記以外の受益地: ①により支援

②中山間担い手育成支援事業(新規)

高収益作物の作付面積の増加割合に応じて事業費(中心経営体の受益地分)の最大2.5%を交付

※ 高収益作物の作付は、麦・大豆等の 戦略作物から優先して転換すること
--

局収益作物の作付面積の増加割合	型型 久 句	
+20%以上	7.5%	
+15%以上+20%未満	%0.9	
+10%以上+15%未满	4.5%	
+5%以上+10%未満	3.0%	

】 ※ 中山間地域における地元負担割合は、ガイドラインに 依れば7.5%

農業競争力強化基盤整備事業のうち

きめ細かな基盤整備、農業者の自力施工を活用した農地の簡易整備の推進 [農業基盤整備促進事業(公共)]

【57.999(50.020)百万円の内数】

- 対策のポイント ———

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の整備、老朽施設の更新等を地域 の実情に応じて実施します。

<主な内容>

1. きめ細かな基盤整備

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- (1) 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- (2) 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- (3) 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等

2. 農業者の自力施工を活用した農地の簡易な整備

農業者の自力施工を活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置等の簡易な整備を実施

- (1) 農地(田・畑)の簡易な区画拡大
- (2)標準的な暗渠排水(本暗渠管の間隔10m以下)
- (3) 湧水処理
- (4) 末端の畑地かんがい施設整備
- (5) 客土 (層厚10cm以上)
- (6) 除礫 (深度30cm以上)

補助率:定額、1/2等 事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

「お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、<u>農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設</u>等の基盤整備により、担い手への 農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。 0
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の簡易な整備については、 <u>農業者の自力施工を活用</u>し、安価かつ迅速に実施することが有効。
 - このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備を推進。

事業内容

①きめ細かな基盤整備(定率助成)

農業用用排水施設、暗渠排水、

•基盤整備

土層改良、区画整理、農作業道、農用 地の保全 権利関係、農家意向、農地集積、基盤 整備等に関する調査・調整 調查調整

指導・助言活動、施工実態の把握、外 部監査 等

標 掵 粃 ·補助率:50%







農作業道の整備

2. 実施要件

- 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- 総事業費200万円以上 $\Theta \otimes \Theta$
 - 受益者数2者以上 受益面積5ha以上

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当 ②整備済み農地の簡易な整備(定額助成)

備考		「)は水路変更(管水 路化等)を伴う場合		助成単価の加算のサテクを	(10mm、7707757年) 12万5千円/10m (10mm)計(日次)	〇美施設記(37/47) 十1万5千円/10a		()は樹園地の場合		
助成単価 ※ 【主なもの】	12万5千円/10a (25万円/10a)	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	3万円/100m	15万円/10a	10万円/10a	7万5千円/10a	15万円/100m	15万5千円/10a (24万5千円/10a)	11万5千円/10a	20万円/10a
条件	高低差10cm超 表土扱い有	高低差10cm以下 表土扱い無	畦畔除去のみ	クポケベン	トレンチャ	掘削同時埋設	クポケベン		干价™201重量	深度30cm以上
事業種類		田(俎)の区画拡大			暗渠排水		湧水処理	末端畑かん施設	多十	除礫

区画拡大前

中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算 **(**世

区画拡大後

果施土体 რ

妣

農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設の保全整備・合理化整備等の推進 「農業水利施設保全合理化事業(公共)]

【57,999(50,020)百万円の内数】

- 対策のポイント ———

水利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の長寿命化を図り、農業の競争力を強化します。

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

農業水利施設の補修・更新等の保全整備、水路のパイプライン化やゲートの自動化、 また併せて行う区画整理等の合理化整備等を支援します。

2. 農地集積促進事業

土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援します。

3. 水利用再編促進事業

既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率: 1/2、定額等事業実施主体:都道府県等

採択期間:平成30年度まで

[お問い合わせ先:農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

無無 <u>i</u>K ||施売/ 震 禁力

- 我が国農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積、作物生産及び維持管理コストの低減等の推進が必要。
- しかし、老朽化した旧来の水利システムでは<u>水管理労力が重荷</u>となり、担い手への農地集積に支障。また、<u>老朽化に起因する</u> <u>突発事故により、農業被害のみならず、住宅・公共施設への二次被害のリスク</u>が向上。
- このため、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利用・水管理の効率化・ 省力化、水利施設の安全性の向上により農業競争力を強化。

|. 事業内物

(1)調査計画

・既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等

〇補助率:1/2、定額等

(2)整備事業

- ・水利施設の補修・更新
- 水位制御ゲートや水管理施設の整備

※中心経営体農地集積促進

事業に関わる助成割合

水路のパイプライン化、また併せて行う区画整理、

自動給水栓の設置等

〇補 助 率:1/2等

○実施要件:①農地利用集積促進計画の策定

都道府県、市町村、土地改良区等が 〇附带事業:中心経営体農地集積促進事業※

②受益面積 20ha以上

事業主体となり、事業費の7.5%を限 度として 交付)

2%

<u>რ</u>

35~45%

助成率 4. 5% 2% 7.5% 5.5% 9 中心経営体 集積率 65~75% 55~65% 45~55% 75%以上

(2)整備事業

効率的に既存施設を活用するための調査・計画策定等

(1)調査計画

水利施設の老朽化、用水管理の省力化等の課題

補修・更新等の保全整備、パイプライン化・ゲート自動化等の合理化整備

水路の長寿命化











都道府県、市町村、土地改良区等 果施主体

平成30年度まで 3. 採択期間

63

農業競争力強化基盤整備事業のうち 水利施設の保全整備・合理化整備等の推進 「水利施設整備事業(農地集積促進型)(公共)]

【57.999(50.020)百万円の内数】

- 対策のポイント ———

既存の施設を活用しつつパイプライン化やICT化等の整備を行うことに より、徹底した水管理の省力化を図ります。

<主な内容>

1. 農業水利施設等整備事業

水路のパイプライン化、水管理のICT化、ゲートの自動化等の水管理の省力化整 備等への支援。

【採択要件】

- ・担い手への農地集積率 50%以上
- · 受益面積 20ha以上
- ·末端支配面積 5 ha以上 等

2. 主な附帯事業

·中心経営体農地集積促進事業(促進費)

都道府県、市町村、土地改良区が事業実施主体となり、国営水利システム再編 事業(農地集積促進型)及び水利施設整備事業(農地集積促進型)の実施地区を 対象とし、中心経営体への農地集積率に応じて事業費の最大8.5%(最大12.5%*) を交付。

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合

補助率:1/2等 事業実施主体:都道府県等

[お問い合わせ先:農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

5年期(出版) 震拋集積 水利施設整備事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、優れた経営感覚を備えた担い手の経営規模拡大を図ることが重要。
- **一方、開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の水利システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となって** おり、担い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要。
- このため、農地集積が一定のレベルに達している地区を対象に、既存の施設を活用しつつ、<u>徹底した水管理の省力化を図る</u> 水利システムを整備することにより、高いレベルの農地集積・集約を推進。 0

1. 農業水利施設等整備事業

種:パイプライン化、水管理のICT化等の省力化整備等 エ 種:パイ 実施要件:①

農地集積率50%以上

受益面積20ha以上

舭 末端支配面積5ha以上 **⊘ ⊘**

実施主体:都道府県

補助率:1/2等

2. 主な附帯事業

附帯事業:中心経営体農地集積促進事業

対象事業:国営水利システム再編事業(農地集積促進型) 水利施設整備事業(農地集積促進型)

実施主体:都道府県、市町村、土地改良区

補助率:1/2等

助成割合

中心経営体	国営水利シ	国営水利システム再編事業(農地集積促進型)	水利施設	水利施設整備事業(農地集積促進型)
集積率	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算 [※]
173%58	8. 5%	+1. 9%(큙10. 4%)	8. 5%	+4. 0%(計12. 5%)
75~85%	7. 5%	+1. 6%(計 9. 1%)	7. 5%	+3.0%(計10.5%)
65~75%	6. 5%	+1.3%(ᆰ 7.8%)	6.5%	+2.0%(計8.5%)
55~65%	5.5%	十1.0%(計 6.5%)	5. 5%	+1.0%(計 6.5%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合。



農業競争力強化基盤整備事業のうち 低コストな農地整備の実証(新規) [低コスト農地整備推進実証事業(公共)]

【57.999百万円の内数(一)】

- 対策のポイント ——

ICTを活用する情報化施工を農地整備事業においてモデル的に実施し、 その効果を実証するとともに、実施に当たっての課題等を分析・整理した上 で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組 を推進します。

く背景/課題>

- ・我が国の農業の競争力を強化するため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実 施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進しているところで すが、限られた予算を一層効率的に活用する観点から、整備コストの低減を図りつつ、 基盤整備を実施していくことが重要です。
- ・ICTを活用する情報化施工は、高効率・高精度な施工を実現するものであり、作業 員の高齢化や人員不足等への対応も踏まえ、農業農村整備事業においても積極的に実 施していくことが必要です。
- ・このため、都道府県が行う農地整備事業において情報化施工をモデル的に実施し、そ の効果を実証するとともに、課題等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討 を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進します。

<主な内容>

1. 情報化施工の効果や課題の分析・整理等

労務費の低減や工期短縮、安全性の向上、営農面への活用など情報化施工の効果の 把握、課題の抽出や、情報化施工のデータや設備を営農に活用するために必要となる 取組を支援します。(2地区、1年間)

補助率:定額 事業実施主体:都道府県

2. 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

都道府県が実施する情報化施工に対する指導・助言や調査・検討結果等のとりまと め、情報化施工の横展開を図る手法の検討に対して支援します。

事業実施主体:民間団体

[お問い合わせ先:農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

低コスト農地整備推進実証事業(新規)

- ICTを活用する<u>情報化施工</u>は、<u>高効率・高精度な施工を実現</u>するものであり、<u>作業員の高齢化や人員不足等</u> <u>への対応</u>も踏まえ、<u>農業農村整備事業においても積極的に実施</u>していくことが必要。
- 都道府県が行う農地整備事業において<u>情報化施工をモデル的に実施</u>し、その<u>効果を実証</u>するとともに、<u>課題</u> 等を分析・整理した上で、普及・推進方法等の検討を行い、低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進。

指導·助言

データ等

の共有

1. 事業内容 🛭

①:情報化施工の効果や課題の分析・整理、営農への活用

〇助成内容

- ・情報化施工の効果の把握や課題の抽出、 営農面への活用等の調査・検討に要する 経費
- ・情報化施工によるデータや設備を営農に活用するために必要な経費 (GNSSアンテナ網や附帯設備(GNSS対応
- の自動制御機のリース)の試験導入など)

【限度額:10,000千円/地区】

②:情報化施工の実施に対する指導・ 助言、横展開を図る手法の検討

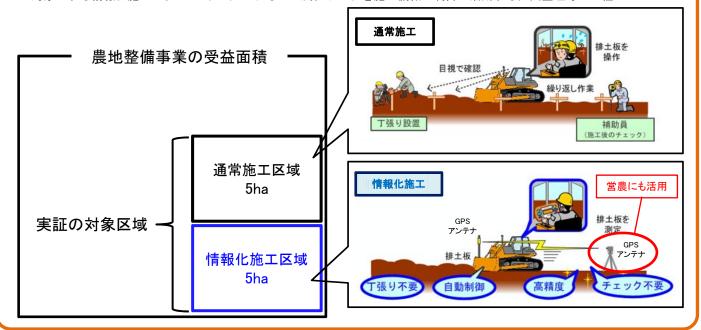
〇助成内容

- ・情報化施工の実施に対する指導・助言に要する経費
- ・都道府県の調査・検討結果等の整理、効果 の検証に要する経費
- ・横展開を図る手法の検討及び成果のとりま とめに要する経費

【 限度額:20,000千円 】

○ 情報化施工を5ha実施する場合のイメージ

※ 対象とする情報化施工は、GNSS (GPS) による3D測位データを施工機械の制御に活用する区画整理等の工種



2. 実施主体

①については、 <u>都道府県</u>

②については、 **民間団体**

3. 実施要件

- 〇 都道府県営農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)を実施中の区域内であること
- 情報化施工の取組面積を5ha以上とし、対照区として同面積の通常施工区域を設けること
- 本事業で導入した情報化施工によるデータや設備を営農等に活用 し、そのデータ等の提供を3年以上継続すること
- ※ GNSS(Global Navigation Satellite System)とは、米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、日本の準天頂衛星(QZSS) など、それぞれの国や地域が構築している測位衛星とそれらを補完する静止衛星システムの総称

農村地域防災減災事業(公共)

【50,827(50,768)百万円】

対策のポイント —

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景/課題>

- ・安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、 地域の実情に即した整備を実施することが重要です。
- ・また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点 から**優先度に応じて事業を推進**する必要があります。
- ・このため、**総合的な防災減災計画に基づき対策を実施**し、効果的に農業生産の維持や 農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。

- 政策目標

- 〇湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (農地及び周辺地域の面積 約34万ha(うち農地面積 約28万ha)(平成32年度))
- ○ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合 (約5割(平成27年度) → 10割(平成32年度))

〈主な内容〉(下線部は平成29年度予算における拡充内容)

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定(調査計画事業)

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定とそのために必要な耐震性等の調査、<u>地域排水機能強化計画の策定</u>等(二次災害が想定される施設の調査計画については定額助成(平成30年度まで))

2. 農業用施設等の整備(整備事業)

- (1) 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を 図るための整備(ため池整備(防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等)、ため池の 廃止、湛水防除、地すべり対策(<u>長寿命化計画に基づく対策</u>等)、農村防災施設の整 備、施設の耐震整備、豪雨対策(総合的な地域排水機能の強化)等)
- (2) 施設の防災機能を適切に維持するための長寿命化対策の実施
- 3. ため池の管理体制の強化(体制整備事業)

ため池における災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制の強化、 緊急的な防災対策、二次被害が想定されるため池の廃止、整備を進めるために行う権 利関係の調整等

> 補助率: 1/2、55%、定額等 事業実施主体:都道府県、市町村、土地改良区等

[お問い合わせ先:農村振興局防災課 (03-6744-2210)]

農村地域防災減災事業

- 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一体的に推進。
- 地域が主体となって排水機能強化計画を策定し、既存施設の部分改修などにより<u>土地改良施設を効率的かつ効果的に整備す</u> ることによって、地域排水機能を総合的に強化。
- 長寿命化計画に基づき、老朽化した地すべり防止施設を計画的に補修・更新し、トータルコストを低減。

事業内容

① 計画の策定 (調査計画]

耐震照査、計画策定など

{補助率】1/2、定額(平成30年度まで)

ため池堤体の調査

ため池整備(防災重点ため池の豪雨対 策、地震対策等)、湛水防除、地すベリ ② 農業用施設等の整備 (整備事業 対策 など

補助率】1/2、55%等

改修前

既存施設の部分改修など、効率的かつ効果的 な整備により、地域排水機能を総合的に強化 土地改良施設における豪雨対策の追加

長寿命化計画に基づき、老朽化した地すべり防 地すべり対策の拡充 止施設を計画的に補修・更新 ③ ため池の管理体制の強化 (体制)

改修後

ため池の監視・管理体制の強化、二次被害が想定されるため池の廃止 など 【補助率】1/2、55%、定額

技術習得のための研修 →

糠 ・ため池の改修(豪雨対策等) ・洪水調節のための •避難路、避難施設、 農村防災施設整備 ・地すべり防止施設 ・ため池の廃止、しゅんせつ ・監視・管理体制の強化等 安全施設の整備 防災ダム整備 地すべり対策 総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進 ダムの改修等 ため池整備 ・ため池群の整備 の整備 ・総合的な地域排 水機能を強化 豪雨対策 ·河川工作物(頭首工 農業用河川工作物 等)の補強・撤去 **応**急対策 •耐震性向上のた めの施設整備 **東京な策** 農業用施設等災害管理対策 1 ・危機管理向上施設の整備 •客土、排土、区画整理 公害防除対策 ・長寿命化計画策定 ・施設の補修・補強 長寿命化対策 海水を防止するための ハザードマップの作成 ・水質浄化施設の設置 の排水施設等の整備 •地域排水機能強化計 ・農地侵食防止のため 耐震照查、計画策定 排水機場等の整備 用排水施設整備 農地保全整備 水質保全整備 用排水路の分離 調香計画 •地盤沈下対策 画の策定

2. 実施要件

- 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること など
- ため池整備(防災重点ため池の豪雨対策、地震対策等)は受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上、湛水防除は受益 なが 面積30ha以上かつ総事業費5,000万円以上 Θ
 - なが 防災重点ため池かつ受益面積2ha以上で、整備事業の実施地区又は整備計画を策定する見込みがあること \odot

3. 実施生体

- 都道府県
 - 市町村
- 土地改良区等

総合的な地域排水機能の強化 - 農村地域防災減災事業(拡充)-

1. 趣 旨

近年、過去に経験のない豪雨が増加しており、排水機場等の土地改良施設が被災して機能を喪失することなどにより、農地や農業用施設のみならず、周辺の住宅や公共施設等にも甚大な被害が発生することが懸念されている。

このため、地域が主体となって豪雨に対する脆弱性を補うための排水機能強化計画を策定し、既存施設を活かして効率的かつ効果的に土地改良施設の整備を実施することにより、地域排水機能を総合的に強化して、災害による被害の最小化を図る。

2. 事業内容等

(1) 事業内容

① 調査計画事業(地域排水機能強化計画策定)

施設の機能を評価するための調査等を踏まえ、既存施設を活かした地域の総合的な排水機能を強化する土地改良施設の整備方針をとりまとめ、地域排水機能強化計画を策定

② 農業用河川工作物等応急対策事業(土地改良施設豪雨対策事業)

地域排水機能強化計画に基づき、地域排水機能を強化する土地改良施設の整備を実施

(2) 採択要件

① 調査計画事業(地域排水機能強化計画策定)

豪雨による被害が生じた場合に人命や財産等への影響が大きい地域で、土地改良施設豪雨対策事業により一体的に地域排水機能強化対策を実施することが見込まれる施設等

② 農業用河川工作物等応急対策事業(土地改良施設豪雨対策事業)

地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの

ア 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの

イ 防災受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上のもの

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

① 調査計画事業(地域排水機能強化計画策定) : 都道府県又は市町村

② 農業用河川工作物等応急対策事業(土地改良施設豪雨対策事業)

: 都道府県又は市町村

(2)補助率

① 調査計画事業(地域排水機能強化計画策定) : 1/2、定額

② 農業用河川工作物等応急対策事業(土地改良施設豪雨対策事業) : 1/2、55%等

4. 平成29年度予算額(平成28年度予算額)

農村地域防災減災事業 50,827(50,768)百万円の内数

[お問い合わせ先:農村振興局防災課 (03-6744-2210)]